のものをいう。

（5）「子豚」とは、離乳した豚であつて月齢が満3月未満のものをいう。

（6）「繁殖豚」において、「成豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。

（7）「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上のものをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。

5　「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（　　）」の欄には、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。

2．飼養衛生管理基準の遵守状況

（1）牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

1．家畜防疫に関する最新情報の把握	レ欄
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	□
2．衛生管理区域への病原体の持込みの防止	レ欄
①　衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	□
②　衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	□
③　他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	□
④　衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去4月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	□
3．野生動物からの病原体の侵入防止	レ欄
飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	□
4．衛生管理区域の衛生状態の確保	レ欄
①　畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的にしている。	□
②　家畜の体液（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒をしている。	□
③　空になつた畜房又はハッチの清掃及び消毒をしている。	□
5．家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	レ欄
①　家畜に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	□
②　毎日、飼養する家畜の健康観察を行つている。	□
③　出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認している。	□
6．感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	レ欄
衛生管理区域に立ち入つた者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	□

注意　遵守している項目について、レ欄の□にチェック印を付けること。

（2）豚及びいのしし の場合

1．家畜防疫に関する最新情報の把握	レ欄
自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	□
2．衛生管理区域への病原体の持込みの防止	レ欄
①　衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒をしている。	□
②　衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。	□
③　衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。	□
④　他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であつて、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。	□
⑤　衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去4月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込ませないようにしている。	□
⑥　家畜に給与する食品循環資源を原材料とする飼料は、加熱その他の適切な処理が行われたものを利用している。	□
3．野生動物からの病原体の侵入防止	レ欄
飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。	□
4．衛生管理区域の衛生状態の確保	レ欄
①　畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的にしている。	□
②　家畜の体液が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに（注射針にあつては、少なくとも畜房ごとに）交換又は消毒をしている。	□
③　空になつた畜舎又は畜房の清掃及び消毒をしている。	□
5．家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処	レ欄
①　家畜に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	□
②　毎日、飼養する家畜の健康観察を行つている。	□
③　出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認している。	□
6．感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管	レ欄
衛生管理区域に立ち入つた者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	□

注意　遵守している項目について、レ欄の□にチェック印を付けること。

（3）鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

1．家畜防疫に関する最新情報の把握	レ欄
自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。	□